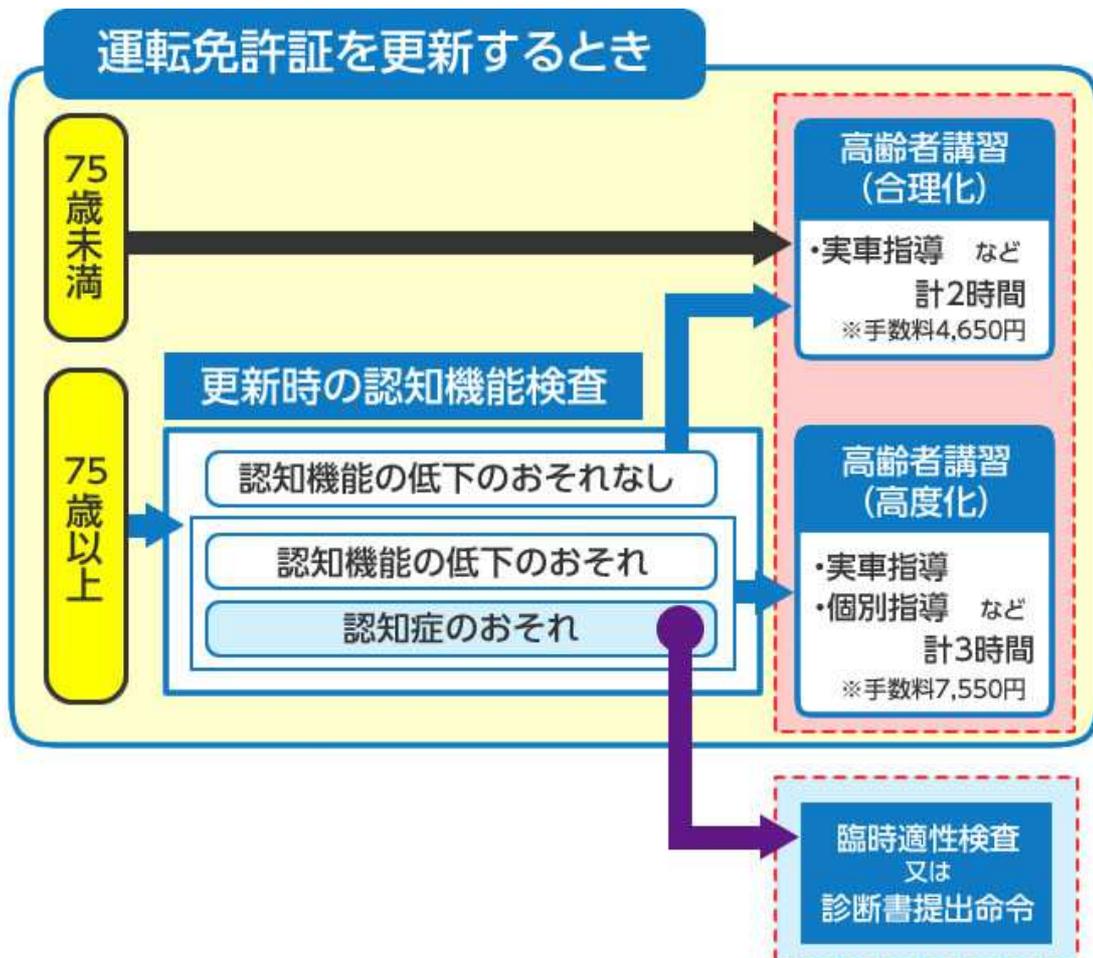


高齢運転者の認知機能検査と臨時認知機能検査

JJ1SXA/池

高齢運転者(75歳以上の運転者)は3年に1回の免許証更新時に認知機能検査を受けることになっていて、合格すれば計2時間30分の高齢者講習(手数料5,200円)を受けることになっていたことは知られていますが、平成29年3月12日から、新しい改正道路交通法がスタートし、改正により、75歳以上のうち認知機能検査で第1分類(総合点が49点未満)または第2分類(総合点が49点以上76点未満)と判定された方に対する高齢者講習については、実車指導の際に運転の様子をドライブレコーダーで記録しその映像に基づいて個人指導を行うなど、内容が充実(高度化)され、時間が延長されることになりました(計3時間・手数料7,550円)。

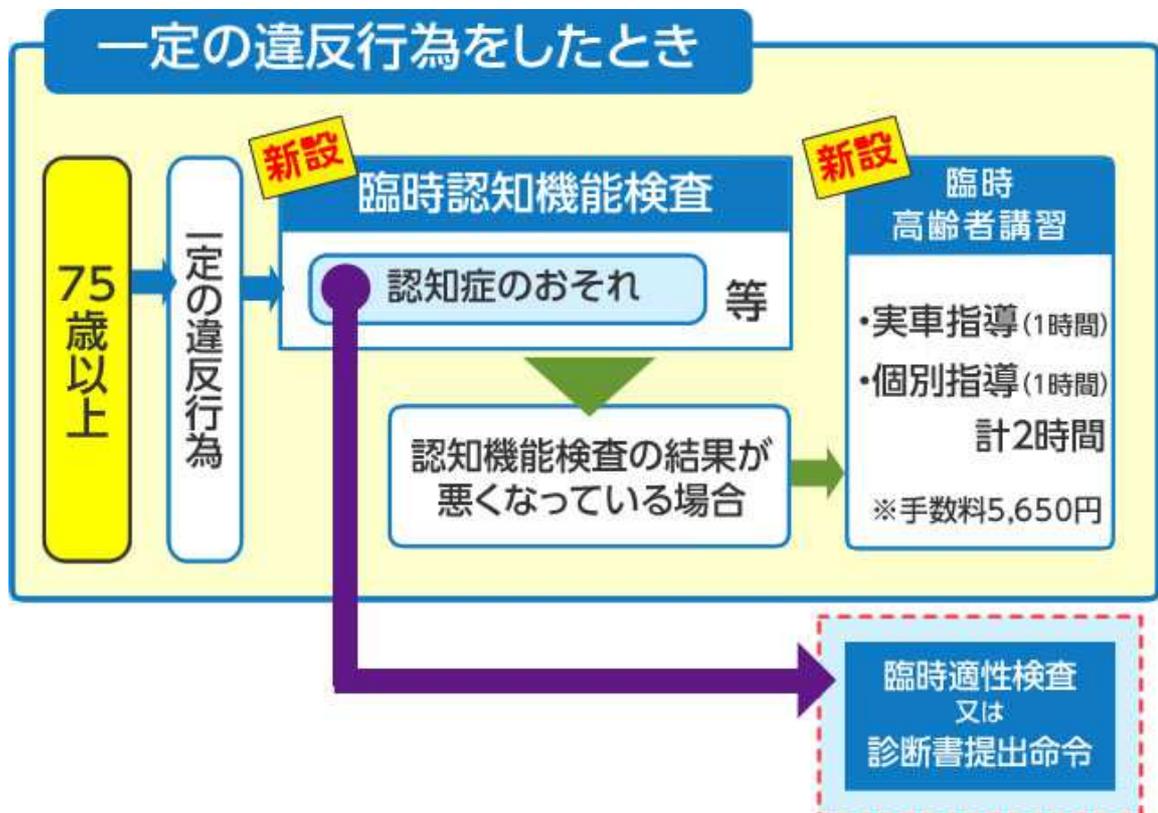
一方、75歳未満の方と75歳以上のうち認知機能検査で第3分類(総合点が76点以上)と判定された方に対する高齢者講習については、内容が合理化され、時間が短縮されることとなります(計2時間・手数料4,650円…550円安くなった)。



75歳以上の運転者が下記基準行為を行うと、臨時認知機能検査を受けることになり、その結果認知機能の低下が見られた場合には、さらに臨時適性検査(専門医の診断)又は医師の診断書の提出や、臨時高齢者講習を受けることになります。

臨時認知機能検査の要件となる一定の違反行為

- 1.信号無視(例:赤信号を無視)
- 2.通行禁止違反(例:通行禁止の道路を通行)
- 3.通行区分違反(例:逆走、歩道を通行)
- 4.横断等禁止違反(例:転回禁止の道路で転回)
- 5.進路変更禁止違反
(例:黄の線で区画されている車道で、黄の線を越えて進路を変更)
- 6.しゃ断踏切立入り等
(例:踏切のしゃ断機が閉じている間に踏切内に進入)
- 7.交差点右左折方法違反
(例:徐行せずに左折)
- 8.指定通行区分違反
(例:直進レーンを通行しているにもかかわらず、交差点で右折)
- 9.環状交差点左折等方法違反
(例:徐行せずに環状交差点で左折)
- 10.優先道路通行車妨害等
(例:交差道路が優先道路であるにもかかわらず、優先道路を通行中の車両の進行を妨害)
- 11.交差点優先車妨害
(例:対向して交差点を直進する車両があるにもかかわらず、それを妨害して交差点を右折)
- 12.環状交差点通行車妨害等(例:環状交差点内を通行する他の車両の進行を妨害)
- 13.横断歩道等における横断歩行者等妨害等
(例:歩行者が横断歩道を通行しているにもかかわらず、一時停止することなく横断歩道を通行)
- 14.横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害等
(例:横断歩道のない交差点を歩行者が通行しているにもかかわらず、交差点に進入して、歩行者を妨害)
- 15.徐行場所違反
(例:徐行すべき場所で徐行しなかった)
- 16.指定場所一時不停止等(例:一時停止せずに交差点に進入)
- 17.合図不履行
(例:右折するとき合図を出さなかった)
- 18.安全運転義務違反
(例:ハンドル操作を誤った、必要な注意をすることなく漫然と運転)



高齢運転者の認知機能検査の事はある程度は知っているが、平成29年3月の改正で決まった「臨時知能検査」のことは余り知られていないようなので、ここに記事にしました。

240グループで現在対象になる局はまだ少ないが、間も無く対象という局は結構多いようです。

認知機能検査は時間の見当識、手がかり再生及び時計描画の3つの検査の総合点で判定されます(それぞれの満点は、17.25点、62.08点、20.79点で満点は、103.66点)、何としても76点以上(74%弱です)は確保です。

自動車運転免許では年齢に関する規制が厳しいが、一方アマチュア無線では、高齢でも何の制限も無いようです。

障害に関しても、流石に、目の見えない者には運転免許は与えられないが、無線では、目の見えない者を含み、ほとんどの障害者に免許が与えられる。

電波法第42条の3「著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者」というのが、高齢で、認知症を発症している者に適用されるのだろうか？

自動車運転免許でも、無線従事者免許でも、いずれにしても高齢になると、免許の維持は難しくなるのだろうか？

まだまだ大丈夫と思っているのは自分だけで、他人から見たら危なくなっているだろうかとちょっぴり不安がよぎるこの頃だ。 hi